

5 消安第 3070 号  
令和 5 年 8 月 30 日

食品安全委員会委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を設定すること。

カシューナッツ殻液





カシューナッツ殻液の飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

## 1. 経緯

カシューナッツ殻液は、カシューナッツ・ツリー（*Anacardium occidentale* L.）の実の殻から採取される油状の液体で、殻に約 30%含まれており、主成分としてアナカルド酸を含む。

令和 4 年 1 月、農林水産省は、牛の暖気中等の温室効果ガス削減を目的として、飼料に添加する資材を、飼料安全法に基づく飼料添加物と整理した。

今回要望があった本物質は、反すう動物の第一胃内に存在するメタン産生菌の働きを阻害する作用により、牛の暖気中の温室効果ガス（メタン）を削減することを目的としている。

本物質は、米国、韓国、台湾においては、「飼料原料」のカテゴリーとして登録されており、米国では牛を対象とした飼料に、また、韓国、台湾では全畜種を対象とした飼料に使用されている。なお、これらの国において、安全性に関する問題は報告されていない。

我が国においては、2012 年以降飼料原料として流通、使用されており、2012 年度から 2021 年度までの製剤換算の累積出荷実績から推定した給与頭数は約 75 万頭とされるが、これまで、給与された家畜に悪影響を与えたとの報告はない。なお、本物質は飼料原料として使用されている物質と同一の物質であり、同様の給与量、給与方法等での使用が想定されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和 5 年 2 月 6 日に農業資材審議会 飼料分科会飼料安全部会 飼料添加物効果安全性小委員会において、飼料添加物の効果安全性に関する審議が終了している。

## 2. 改正の概要

カシューナッツ殻液を飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定する。また、本飼料添加物を含む飼料の基準及び規格等を設定する。

なお、用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のうち、暖気中の温室効果ガスの削減であり、対象家畜については要望者より試験データの提出があった牛とする。

## 3. 今後の方針

本物質について、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会から改正は適当との答申を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の改正に向けて、所要の手続を進める。